

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定申請について（イ）

以下の必要書類をご確認の上、提出をお願いします。

<必要書類>チェックシート 以下の口欄に✓をお願いします。

① 認定申請書（1部）

※イー①、イー②、イー③、イー④、イー⑤の中から選択。

※業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の創業者あるいは前年以降の事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情がある事業者は、別途ご相談ください。

② 付表 ※認定申請書に付随したもの

③ ②に記載した額が確認できる書類

※企業全体の最近3か月及び前年同月3か月（認定申請書イー④、⑤の場合は、コロナの影響を受ける直前の同月3か月）の売上高を導き出した書類（企業全体の月別の試算表、月計表、月別の帳簿の写し・売上台帳 など）

※兼業者の場合（行っている事業が全て指定業種に属する場合を除く）は、指定業種にかかる最近3か月及び前年同月3か月（認定申請書イー④、⑤の場合は、コロナの影響を受ける直前の同月3か月）の売上高を導き出した書類も必要（指定業種にかかる月別の試算表、月計表、月別の帳簿の写し・売上台帳 など）

※兼業者の場合（行っている事業が全て指定業種に属する場合を除く）は、指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等も必要（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）

④ 決算書の写し（申請者が法人の場合）

※貸借対照表、損益計算書、借入金内訳書（借入金がある場合のみ）、法人事業概況説明書は必ず添付してください。

※決算後6か月を経過している場合は、試算表の添付が必要です。

⑤ 確定申告書の写し（申請者が個人事業主の場合）

※収支内訳書（白色申告の場合）か青色申告決算書（青色申告の場合）を添付してください。

⑥ 商業登記簿謄本の写し（申請者が法人の場合）

※原則、3か月以内に発行されたもの。

⑦ 許認可証の写し（許認可が必要な業種のみ）

⑧ 委任状

※金融機関が代理提出する場合。

<認定要件>

- ・ 指定業種に属する事業を行う中小企業者で、最近3か月間の売上高が前年同月比で5%以上減少していること。
(5%以上減少の緩和条件は、令和6年3月31日まで。原則10%以上減少)

<認定申請できる中小企業者>

個人の場合：事業実態のある事業所の所在地が市内にあること

法人の場合：登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地が市内にあること

※ただし、法人の場合は、登記上の住所地が市内であっても、事業実態を伴わない場合は、知多市での認定申請はできません。その場合は、事業実態のある事業所の所在地を管轄する市区町村へお尋ね下さい。

<認定期間>

認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日とする。

<注意事項>

- ・ あらかじめ事業が指定業種に該当するかご確認ください。
- ・ 指定業種に該当する場合、中小企業庁のホームページを参考にし、認定申請書に指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を正確に記入してください。
- ・ 売上高は、申請者の営む事業全体及び業種毎に分かるようにしてください。
- ・ 不明な点は、市の担当者にお問合せください。
- ・ 業種は平成25年10月改訂版の日本標準産業分類の細分類を用いてください。